



福岡医発第 2089 号 (地)

令和 4 年 10 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る
要介護認定の有効期間の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の臨時的な取扱いに関する厚生労働省老健局老人保健課事務連絡つきましては、これまで、令和 2 年 2 月 21 日付け福岡医発第 3004 号 (地) 及び令和 2 年 4 月 20 日付け福岡医発第 216 号 (地) 文書においてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より新たな事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合においては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる取扱い (以下「臨時的な取扱い」という。) となっておりますが、今般の事務連絡では、臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和 5 年 3 月 31 日までの被保険者に限り適用できること等が示されました。

ただし、各市町村の判断により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えないことも明示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1448 号（介護）

令和 4 年 10 月 21 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の臨時的な取扱いに関する厚生労働省老健局老人保健課事務連絡つきましては、これまで、令和 2 年 2 月 19 日付（介164）および令和 2 年 4 月 10 日付（介16）にてお知らせしておりますが、今般、新たな事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合においては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に新たに12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる取扱い（以下「臨時的な取扱い」という。）となっておりますが、今般の事務連絡では、臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和 5 年 3 月 31 日までの被保険者に限り適用できること等が示されました。

ただし、各市町村の判断により、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えないことも明示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○介護保険最新情報Vol. 1106

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

（令4. 10. 14 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御 中
← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

計 2 枚（本紙を除く）

Vol.1 1 0 6

令和4年10月14日

厚生労働省 老健局 老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3944、3945)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 14 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて

介護保険行政の円滑な運営につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）の取扱いについては、これまで、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 18 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）等によりお示ししてきたところですが、今後、下記のとおり取り扱うこととしましたので、内容について御了知の上、管内市町村への周知をお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて」（令和 4 年 10 月 13 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）については、本事務連絡をもって訂正をいたします。

記

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 18 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 4）」（令和 2 年 4 月 7 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合においては、要介護認定の有効期間について、従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる取扱い（以下「臨時的な取扱い」という。）となっています。

一方で、認定調査等により現在の被保険者の心身の状況等を勘案して適切に

認定を行うことは重要であり、臨時的な取扱いを複数回適用することで、長期間にわたって被保険者の心身の状況等を適正に把握・評価することができない事態が懸念されます。

また、臨時的な取扱いが終了した直後の1年間は処理すべき更新申請の件数が増大し、市町村における事務量も集中的に増大することが予想されることから、可能な限り通常取扱いに基づき更新認定を実施していくことが必要です。

このため、臨時的な取扱いについては、原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、適用できることとします。令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおり更新認定を実施していただくようお願いいたします。

ただし、各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えありません。

以上

(本件担当)

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3944、3945)

Mail : roukenkanintei@mhlw.go.jp